

平成十九年六月十二日受領
答弁第三二〇号

内閣衆質一六六第三二〇号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「あまつひ やくも」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「あまつひ やくも」は、昭和四十三年に寄贈を受けたものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「あまつひ やくも」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「あまつひ やくも」を廃棄した時点でのフランス国駐劄特命全権大使は飯村豊であり、同氏は現在も同職にある。

六について

外務省として、御指摘の「あまつひ やくも」の管理体制は適切であったと考える。